



高 知 県 教 育 長



学校週5日制の実施に伴う公立学校職員の週休日
及び勤務時間の割振り等について （ 通 知 ）

公立学校における月2回の学校週5日制が平成7年4月1日から実施されることに伴い、この度「公立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則（高知県教育委員会規則第2号）」が公布され、平成7年4月9日から施行されることとなりました。

つきましては、公務能率の増進と厳正な服務規律の確保に更に一層努めることはもちろん、特に、夏季・冬季等の休業期間中における職員の勤務時間管理についても厳正な執行に努めるとともに、下記事項に十分留意のうえ、取扱いに遺漏のないようお願いします。

なお、月2回の学校週5日制の実施に伴い、「公立学校職員の週休二日制（週40時間制）」の実施について（平成5年3月29日付、4教義第1329号県教育長通知）」は廃止します。

記

1 公立小中学校関係職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、次のとおり取扱うものとする。

(1) 事務職員及び学校栄養職員

日曜日及び土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの5日間において1日8時間を割振る。

(2) 教育職員

日曜日並びに第2土曜日及び第4土曜日に加え、夏季、冬季、学年末及び学年始の休業期間中に7日以上29日以下の週休日を設け、かつ平成7年4月9日を初日とする52週間につき1週間あたり40時間となるよう勤務時間を割振る。

(3) 教育職員については、なお以下の点に留意すること。

- ① 課業期間中の勤務時間は、第2土曜日及び第4土曜日を含む週は40時間、その他の週は1週間につき44時間となるように勤務時間を割振ること。
- ② 休業期間中の勤務時間については、7日以上適切な日を週休日に指定し、かつ当該52週間における勤務時間が平均週当たり40時間となるよう、勤務時間を割振ること。
この場合、従来同様、休業期間中の休業日（以下「休業日」という。）のうち、8時

間勤務日に4時間の勤務時間の割振りを行うこともできるものであること。

③ 休業日のうち、土曜日を週休日に指定した場合も、従来同様半日ではなく、1日の指定を行ったこととなるものであること。

④ 学校行事等で特に勤務を命じる必要がある場合には、4週間平均して1週間当たりの勤務時間が44時間を越えない範囲で、特定の日において8時間又は特定の週において44時間を越えて正規の勤務時間を割振ることができるものであること。

なお、この運用については、「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特例措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）」の制定の趣旨に十分留意すること。

(4) 土曜日（教育職員にあっては第2土曜日及び第4土曜日）が国民の祝日に関する法律に規定する休日にかかる場合は、週休日として取扱うものであり、これによって特段の措置は講じないものであること。

2 週休日及び8時間勤務日に4時間の勤務時間（半日勤務時間）の割振りを行った日（以下「週休日等」という。）の振替え

(1) 学校長は、業務の適正な分担、計画的な執行を図り、業務が正規の勤務時間内に処理されるよう努めなければならないこと。

(2) (1) にもかかわらず、週休日等に勤務を命ずる必要がある場合には、従来同様、週休日等の振替えができるものであるが、その期間については、勤務を命ずる日を起算日とする4週間前又は4週間後までとするものであること。

(3) 週休日等の振替えにより、勤務を命ずることとなる日に割り振る勤務時間は、原則として週休日等の振替えにより週休日等となる日に割り振られていた時間帯と同じ時間帯に割り振るものとする。

(4) 週休日等の振替えを行った場合においても、週休日は毎4週間に4日以上なければならないこと。また、週休日等の振替えの再振替えは、制度の趣旨からできないものであること。

3 週休日等の指定及び振替えの権限

上記の権限については、従来同様、学校管理規則により校長に専決させることが適当であること。

4 週休日等の指定一覧表

(1) 教育職員の週休日等の指定については、日曜日並びに第2土曜日及び第4土曜日を除き、「週休日等の指定一覧表」（別紙様式1）により指定日を明示し、職員に周知すること。

(2) 週休日等の振替えを行う場合には、「週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更簿」（別紙様式2）により、当該職員に確認させたうえで行うこと。

- (3) 上記(1)及び(2)の他、個々の職員ごとに、「職員別週休日等の振替え簿」(別紙様式3)を作成すること。また、職員の異動に当たっては、当該書類及び上記(1)の指定一覧表の写し等を異動先の所属長に送付すること。

5 臨時的任用職員の取扱い

臨時的任用職員については、「臨時的任用職員の身分、給与、勤務時間その他の勤務条件等の取扱要綱」に基づき、原則として正式任用職員に準ずる取扱いとすること。

6 出勤簿の取扱い

出勤簿は次のように表示すること。

- (1) 事務職員及び学校栄養職員にあっては土曜日は「土」、教育職員にあっては第2土曜日及び第4土曜日は「土」

- (2) 週休日等の指定



- (3) 週休日等の振替えにより、週休日等となった日



- (4) 週休日等の振替えにより、勤務することとなった日等



と表示し、併せて出勤簿に押印すること。

[illegible]

(注)○印で()指定する。週休日(まる1日休みの日、土曜日に指定した場合も1日となる。)を7日以上指定すること。

学 校 名

決 裁				

(注) 勤務を命ずることとなる日毎に作成する。

(平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

公立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年二月十日

高知県教育委員会委員長 寺尾 好男

高知県教育委員会規則第二号

公立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則

公立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規則（平成四年高知県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（第四条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第一号中「及び毎月の第二土曜日」を「毎月の第二土曜日及び第四土曜日」に、「十日以上四十日以下の日」を「七日以上の日」に改め、同条第二号中「五日」を「五日又は六日」に、「十日以上三十九日以下の日」を「七日以上の日」に改める。

第三条中「（第四条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二号中「第二土曜日」を「第二土曜日又は第四土曜日」に、「当該」を「これらの」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条中「第二条から第四条まで」を「第二条及び第三条」に、「市町村立学校にあっては、市町村教育委員会」を「市町村立又は市町村の組合立の学校にあっては、当該市町村又は市町村の組合の教育委員会」に、「県教育委員会」を「高知県教育委員会」に改め、同条を第五条とする。

附 則

この規則は、平成七年四月九日から施行する。

新

新

旧

対

照

旧

表

公立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り
に関する規則（抜粋）

（教育職員）

第二条 教育職員の週休日については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、勤務時間については、毎五十二週間につき一週間当たり四十時間となるよう割り振るものとする。

一 教育職員（寮母を除く。） 日曜日、毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに毎五十二週間につき夏季、冬季、学年末及び学年始の休業期間中の七日以上の日

二 寮母 毎四週間につき五日又は六日並びに毎五十二週間につき夏季、冬季、学年末及び学年始の休業期間中の七日以上の日

（事務職員等）

第三条 事務職員及び学校栄養職員の週休日については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、勤務時間については、毎四週間につき一週間当たり四十時間と

公立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り
に関する規則（抜粋）

（教育職員）

第二条 教育職員（第四条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）の週休日については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、勤務時間については、毎五十二週間につき一週間当たり四十時間となるよう割り振るものとする。

一 教育職員（寮母を除く。） 日曜日及び毎月の第二土曜日並びに毎五十二週間につき夏季、冬季、学年末及び学年始の休業期間中の十日以上四十日以下の日

二 寮母 毎四週間につき五日並びに毎五十二週間につき夏季、冬季、学年末及び学年始の休業期間中の十日以上三十九日以下の日

（事務職員等）

第三条 事務職員及び学校栄養職員（第四条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）の週休日については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる

なるよう割り振るものとする。

一 略

二 県立学校の事務職員 日曜日及び土曜日又は日曜日及び毎四週間につき二の土曜日（第二土曜日又は第四土曜日を含む四週間にあっては、これらの土曜日を含めた二の土曜日とする。）並びに土曜日及び日曜日を除く一の日

ものとし、勤務時間については、毎四週間につき一週間当たり四十時間となるよう割り振るものとする。

一 略

二 県立学校の事務職員 日曜日及び土曜日又は日曜日及び毎四週間につき二の土曜日（第二土曜日を含む四週間にあっては、当該土曜日を含めた二の土曜日とする。）並びに土曜日及び日曜日を除く一の日

（調査研究協力校に勤務する職員）

第四条 文部省の指定する学校週五日制の調査研究協力校に勤務する職員の週休日については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、勤務時間については、第一号及び第二号に掲げる職員にあっては毎五十二週間につき一週間当たり四十時間となるよう、第三号及び第四号に掲げる職員にあっては毎四週間につき一週間当たり四十時間となるよう割り振るものとする。

一 教育職員（寮母を除く。） 日曜日、毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに毎五十二週間につき夏季、冬季、学年末及び学年始の休業期間中の七日以上二十八日以下の日

二 寮母 毎四週間につき五日又は六日並びに毎五十二週間につき夏季、冬季、学年末及び学年始の休業期間中の七日以上二十六日以下の日

(教育職員の正規の勤務時間の割振り)

第四条 教育職員については、四週間を平均して一週間当たりの勤務時間が四十四時間を超えない範囲で、特定の日において八時間又は特定の週において四十四時間を超えて勤務させるよう、正規の勤務時間(条例第三条から第六条までの規定による勤務時間をいう。)を割り振ることができる。

(学校の特殊性による特例)

第五条 学校の特殊性により第二条及び第三条の規定によることが困難であるときは、校長(市町村立又は市町村の組合立の学校にあつては、当該市町村又は市町村の組合の教育委員会)は、高知県教育委員会の承認を得て、職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例について別に定めることができる。

三 市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員並びに県立学校の学校栄養職員、日曜日及び土曜日

四 県立学校の事務職員、日曜日及び土曜日又は日曜日及び毎四週間につき二の土曜日(第二土曜日又は第四土曜日を含む四週間にあつては、これらの土曜日を含めた二の土曜日とする。)並びに土曜日及び日曜日を除く一の日

(教育職員の正規の勤務時間の割振り)

第五条 教育職員については、四週間を平均して一週間当たりの勤務時間が四十四時間を超えない範囲で、特定の日において八時間又は特定の週において四十四時間を超えて勤務させるよう、正規の勤務時間(条例第三条から第六条までの規定による勤務時間をいう。)を割り振ることができる。

(学校の特殊性による特例)

第六条 学校の特殊性により第一条から第四条までの規定によることが困難であるときは、校長(市町村立学校にあつては、市町村教育委員会)は、県教育委員会の承認を得て、職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例について別に定めることができる。